

第 40 号議案

竹田市と豊後大野市との間の火葬に関する事務の受託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、竹田市と豊後大野市との間の火葬に関する事務を別紙規約により竹田市から受託することについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 24 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

竹田市と豊後大野市との間の火葬に関する事務の委託に関する規約の見直しに伴い、現行の規約を廃止し、新たに当該事務について竹田市から受託することとしたので、この案を提出するものである。

竹田市と豊後大野市との間の火葬に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、竹田市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を豊後大野市に委託する。ただし、委託事務に関する範囲は、豊後大野市緒方町及び同市朝地町にかかる区域とする。

- (1) 竹田市葬斎場浄光園（以下「葬斎場」という。）を使用する場合の火葬許可事務
- (2) 葬斎場の受付事務
- (3) 葬斎場の使用料の徴収事務

(管理及び執行の方法)

第2条 前条に掲げる委託事務の管理及び執行については、竹田市の条例、規則その他規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、豊後大野市の負担とする。

(使用料)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料の収入は、全て竹田市の収入とする。

(連絡会議)

第5条 竹田市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、豊後大野市長と年1回定期に連絡会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等改正の場合の措置)

第6条 委託事務の管理及び執行について適用される竹田市の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、竹田市は、あらかじめ豊後大野市に通知しなければならない。

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される竹田市の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、竹田市は直ちに当該条例等を豊後大野市に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、豊後大野市は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、竹田市長と豊後大野市長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 豊後大野市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する竹田市の条例が、豊

後大野市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 竹田市と豊後大野市との間の火葬に関する事務の委託に関する規約（平成17年4月1日施行）は、廃止する。